

福井県都市公園条例の改正に伴い

令和6年10月1日から体育館の利用料金が変わります

アリーナ（全面）

（円）

	8:30 ～13:00	13:00 ～17:00	17:00 ～20:30	20:30 ～22:00
R6.9.30 まで	6,030	5,280	5,280	3,060
R6.10.1 から	1時間当たり 1,520			1時間当たり 2,040

会議室

（円）

	8:30 ～12:00	12:00 ～13:00	13:00 ～17:00	17:00 ～20:30	20:30 ～22:00
R6.9.30 まで	980	280	1,470	1,470	630
R6.10.1 から	1時間当たり 420				

- ※ 利用者の区分が「一般」の場合です。（「学生等」利用料金別に有り。）
- ※ アリーナ半面利用の場合はこの半額となります。
- ※ 県外の方は1.5倍の額になります。
- ※ 越前市内の方に対しては、越前市から別途助成があります。（助成との差額をいただきます。）

詳しくは別紙「利用料金表」をご確認ください。

丹南総合公園
指定管理者 越前市

丹南総合公園 利用料金表（R6.10.1～）

一 野球場

1 グラウンドおよびスタンド

算定基礎	利用料金額	
	学生等	一般
8:30～13:00	2,380	5,620
13:00～18:00	2,400	5,650
18:00～20:30	1,450	3,450
20:30 以後の 1 時間につき	440	1,240

※ 上記の額には、ダッグアウトおよびロッカー室の使用を含む。

※ 利用者が入場料等を徴収する場合または入場を整理券等で制限する場合の額は、上記の額の 3 倍に相当する額（入場料等の最高額が 300 円未満のときは、2 倍に相当する額）とする。

※ 職業野球のために利用する場合の額は、1 日（1 日未満は、1 日とする。）につき、293,330 円とする。

2 付属施設

区分	算定基礎							
	学生等				一般			
	20:30 ～13:00	13:00 ～18:00	18:00 ～20:30	20:30 以後の 1 時間につき	20:30 ～13:00	13:00 ～18:00	18:00 ～20:30	20:30 以後の 1 時間につき
付属施設全般	2,410	2,410	1,470	530	6,180	6,180	3,770	1,150
役員室	620	620	380	140	1,570	1,570	840	300
貴賓室	620	620	380	140	1,570	1,570	840	300
会議室	620	620	380	140	1,570	1,570	840	300
拡声装置およびスコア ボード装置一式	1,990	1,990	1,250	380	3,770	3,770	2,300	730
投球練習場	720	700	420	160	2,160	2,200	1,450	420
バッティングゲージ (1 台につき)	730	730	440	160	2,200	2,200	1,470	420

※ 職業野球のためにグラウンドおよびスタンドを併せて利用する場合は、無料とする。

※ スコアボード操作用パソコンを使用しない場合は、拡声装置およびスコアボード装置一式の額は上記の 2 分の 1 とする。

3 夜間照明

算定基礎	利用料金額		
	全灯	二分の一灯	四分の一灯
1 時間につき	9,420	4,720	2,300

※ 職業野球のために利用する場合の額は、1 日（1 日未満は、1 日とする。）につき、151,900 円とする。

二 多目的グラウンド

1 グラウンド

算定基礎	利用料金額	
	学生等	一般
1 時間につき	210	520

※ 専用しない場合は、無料とする。

2 夜間照明

算定基礎	利用料金額	
	A 面	B 面
1 時間につき	3,040	1,980

※ A 面を B 面相当の照度で利用する場合の額は、B 面の額を適用する。

※ 両面を B 面相当の照度で利用する場合の額は、B 面の額の二倍に相当する額とする。

三 体育館

1 アリーナ

算定基礎	利用料金額	
	学生等	一般
8:30～20:30 の 1 時間につき	580	1,520
20:30 以後の 1 時間につき	800	2,040

※ 上記の額には、シャワー室および更衣室ならびに競技用備品および競技用器具の使用を含む。

※ 利用者がアマチュアスポーツに利用する場合で、入場料等を徴収するときまたは入場を整理券等で制限するときの額は、上記の額の 3 倍に相当する額（入場料等の最高額が 3,560 円未満のときは、2 倍に相当する額）とする。

※ 利用者がスポーツ以外の行事に利用する場合の額は、上記の額の 2 倍に相当する額とする。

※ 利用面積が床面積の 2 分の 1 以下の場合の額は、上記の額の 2 分の 1 に相当する額とする。

※ 利用者が照明設備を利用する場合の額は、上記の額に次の表に掲げる加算額を加算した額とする。

区分	算定基礎	加算額
専用する場合	1 時間につき	300
利用面積が床面積の 2 分の 1 以下の場合	1 時間につき	140

※ 利用者が冷暖房設備を利用する場合の額は、上記の額に、1 時間につき 4,880 円を加算した額とする。

2 付属施設

区分	算定基礎	利用料金額	
		学生等	一般
会議室	1 時間につき	140	420

※ 利用者が冷暖房設備を利用する場合の額は、上記の額にその 10 分の 2 に相当する額を加算した額とする。（加算する額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）

四 全天候型球技場

算定基礎	利用料金額
1 面 1 時間につき	310

※ 専用しない場合は、無料とする。

備考（全施設共通）

※ 「幼児」とは小学校就学の始期に達するまでの者を、「学生等」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに類する者を、「一般」とは学生等および幼児以外の者をいう。

※ 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

※ 一般と学生等とで構成されている団体が特定指定管理公園施設を利用する場合の額は、一般のみで構成されている団体が利用する場合の額による。

※ 県外に住所を有する者が特定指定管理公園施設を利用する場合の額は、この表に掲げる額にその 10 分の 5 に相当する額を加算した額とする。

※ 越前市内の方に対して越前市から別途助成有り。（助成との差額をいただきます。）

五 公園内行為に関するもの

区分	算定基礎	利用料金額
物品等の販売、募金その他これらに類する行為	従事者 1 人 1 日につき	510
業として行う写真の撮影	写真機 1 台 1 日につき	510
業として行う映画の撮影	1 日につき	26,190
興行	1 日につき	26,190
展示会、博覧会その他これらに類する催しまたは集会	1 日につき	2,720